

郡山市における外部の労働者等からの通報等への対応手続に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 通報等の受付等（第6条－第12条）
- 第3章 調査及び措置（第13条－第15条）
- 第4章 通報者等の保護等（第16条－第19条）
- 第5章 雑則（第20条－第24条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、本市における外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報等を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者
 - イ 事業者を派遣先とする派遣労働者
 - ウ 事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者
 - エ 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の理事、取締役その他の役員
 - オ 取引先事業者
 - カ 通報の日前1年以内にアからオまでに規定する者であった者
- (2) 受付 本市に対してなされた通報、相談、意見又は苦情を受けることをいう。
- (3) 受理 本市に対してなされた通報について、調査又は法令等に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）を行う必要があるものとして受け付けることをいう。
- (4) 担当課 通報内容となる事実に関する事務を所掌する次に掲げる所属をいう。

ア 郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条に規定する課及び第8条に規定する会計課並びに第3章に規定する出先機関（課に属する出先機関を除く。）

イ 郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第5号）第2条第1項に規定する課及び同条第2項に規定する教育機関

ウ 議会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局

エ 郡山市上下水道局管理規程（昭和40年郡山市水道局規程第1号）第2条に規定する課
（組織）

第3条 本市に対してなされる通報及び相談（以下「通報等」という。）への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括通報等責任者は、通報等への対応に関する規程等の整備、教育研修の実施、通報に関する調査の進捗等の管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括する。

3 総括通報等責任者は、前項に規定する事務を通報等責任者に行わせることができるものとし、通報等責任者は、担当課の長をもって充てる。

第4条 通報等責任者は、担当課において、通報に関する調査の進捗等の管理、職員が教育研修に参加する機会の確保その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を掌理する。

2 通報等責任者は、担当課の職員の中から、通報等担当者を指定する。

3 通報等担当者は、通報等責任者を補佐し、担当課における通報等の管理、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）との連絡その他の通報等への対応に関する事務を担当する。

（通報及び相談窓口）

第5条 本市に対してなされる通報等を一元的に取り扱うため、防災危機管理課に通報等に係る窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を置くこととし、総括通報等責任者がこれを総括する。

2 通報・相談窓口は、次に掲げる事務を取り扱うものとする。ただし、第1号から第3号までに規定するもので、通報・相談窓口を経由せず直接担当課に対してなされた通報等及び意見又は苦情は、当該担当課において受け付けをすることができる。

(1) 本市に対してなされる通報等の受付に関すること。

(2) 本市の通報等への対応についての意見又は苦情の受付に関すること。

(3) 通報者等との連絡調整に関すること。

(4) 担当課との連絡調整に関すること。

第2章 通報等の受付等

(受付の範囲及び取扱い)

第6条 本市は、外部の労働者等からの次に掲げる事実についての通報等を受け付けるものとする。

- (1) 法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）
 - (2) 前号に定めるもののほか、法令及び本市の区域内に適用される条例、規則その他の規程に違反する行為に関する事実（当該違反する行為について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合に限る。）
- 2 前項の規定により受け付けた通報等の内容について、処分又は勧告等をする権限を他の行政機関が有するときは、本市は、当該権限を有する他の行政機関を通報者等に対し、遅滞なく教示するものとする。
- 3 本市は、通報等があったときは、法の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応するものとし、正当な理由なく通報等の受付又は通報の受理を拒むことのないようにするものとする。
- 4 本市は、匿名による通報等については、可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(受付手続)

第7条 通報・相談窓口は、通報等を受け付けたときは、外部通報受付票（別記様式）に従い、通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意するとともに、通報等への対応に必要な事項を通報者等に確認するものとする。ただし、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

- 2 通報・相談窓口は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者等に説明するものとする。ただし、通報者等が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (1) 通報等に関する秘密は保持されること。
 - (2) 個人情報保護は保護されること。
 - (3) 通報受付後の手続の流れに関すること。
- 3 前2項の規定により、書面、電子メール等、通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合は、通報等の到着を確認次第、通報等を受領した旨を通報者等に対し、遅滞なく通知するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定による通知は、第2項ただし書の規定を準用する。

(受付時の対応)

第8条 通報・相談窓口は、通報等を受け付けたときは、その内容により次に掲げるいずれかの措置をとるものとする。

- (1) 適切な担当課に通報等を取り次ぐこと。
 - (2) 本市以外の他の行政機関が通報内容について処分又は勧告等をする権限を有する場合において、当該権限を有する他の行政機関を通報者等に対して遅滞なく教示すること。
- 2 前項第2号の規定による教示は、前条第2項ただし書の規定を準用する。

3 第1項第2号の場合において、通報者等からの通報等に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれているときは、通報等に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をすることができる。

(担当課における事実の聴取、受付等)

第9条 担当課は、通報者等から通報等の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取するものとする。

2 通報・相談窓口を経由せず、担当課が受け付けた通報等は、担当課において第7条及び前条に規定する事務を行うものとする。この場合において、担当課は、受け付けた内容を遅滞なく通報・相談窓口連絡するものとする。

(受理手続)

第10条 担当課は、通報の受付後、法及び関係する法令等の規定及び所掌事務を踏まえ、当該通報に関する調査又は措置を行う必要性について十分に検討し、これを受理するときはその旨(第3項の期間を設定した場合は、当該期間を含む。)を、受理しないとき(情報提供として受け付けることを含む。)はその旨及びその理由を、通報・相談窓口へ回答するものとする。

2 前項の場合において、担当課は、当該通報に関して調査又は措置を行う必要性について検討をするに当たり、当該通報内容に係る違法行為等が生じ、又は生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由(以下「真実相当性の要件」という。)があるとき、又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面の提出があるときは、通報者等に対し、柔軟かつ適切な対応を行うものとする。通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合において、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性がある認められるときも、同様とする。

3 担当課は、通報を受理するときは、当該通報に係る対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

(受理等の通知)

第11条 前条第1項の回答を受けた通報・相談窓口は、その内容について当該通報を行った通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、第7条第2項ただし書の規定を準用する。

(受理後の教示)

第12条 通報を受理した後において、担当課以外の他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、当該担当課は、当該権限を有する当該他の行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。この場合において、当該教示を行う担当課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報者に提供するものとする。

2 前項の規定による教示及び資料の提供は、第7条第2項ただし書の規定を準用する。

3 担当課は、第1項前段の場合において、当該通報に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれているときは、通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情

報提供をすることができる。

第3章 調査及び措置

(調査の実施)

第13条 通報を受理した担当課は、当該通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が調査等の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法による調査を行うものとする。

2 総括通報等責任者及び通報等責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報に係る事案を適切に管理するものとする。

3 担当課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況を通報者に対し、適宜通知するとともに、通報に係る調査結果は、速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく当該通報者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、第7条第2項ただし書の規定を準用する。

(調査結果に基づく措置)

第14条 担当課は、前条第1項の規定による調査の結果、第6条第1項各号に掲げる事実があると認めるときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

2 担当課は、前項の措置をとった場合は、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、第7条第2項ただし書の規定を準用する。

(協力義務等)

第15条 本市は、通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が本市以外にもある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、必要な措置をとる等、相互に緊密に連絡し、協力するものとする。

第4章 通報者等の保護等

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第16条 通報等への対応に関与した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等への対応に関与した職員は、当該通報等の対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等への対応に関与する職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、教示、調査、措置及び通報者等への結果の通知をいう。以下同じ。）及び通報等への対応の終了後において、次に掲げる事項を遵守し

なければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
 - (2) 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。
 - (3) 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。
 - (4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。
- 4 担当課における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項の規定によるもののほか、個人情報の保護に関する法令等に従うものとする。
- （利益相反関係の排除）

第17条 本市の職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

- 2 担当課は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が、当該通報に利益相反関係を有していないか、確認するものとする。
- （通報者等の保護）

第18条 本市は、第16条の規定に正当な理由なく違反した職員に対しては、懲戒処分その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 本市は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者等が、通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁が設けている公益通報者保護制度相談ダイヤル、各都道府県労働局等を紹介する等、通報者等の保護に係る必要な援助等を行うよう努めるものとする。

（意見又は苦情への対応）

第19条 通報・相談窓口は、本市における通報等への対応に関し、通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定による申出の内容が、通報等に関する秘密及び個人情報の漏えい、通報に関する調査及び措置の遅滞、不適切な調査の実施その他本市の不適切な対応に関するものである場合は、通報・相談窓口は、総括通報等責任者に当該申出の内容を報告するものとする。
- 3 前項の規定による報告を受けた総括通報等責任者は、速やかに通報・相談窓口及び当該通報等を取り扱う担当課における対応状況を確認し、必要な是正措置等をとった上で、その結果を通報・相談等窓口から通報者等に通知させるものとする。

第5章 雑則

(通報等の関連文書の管理)

第20条 通報等への対応に係る記録及び関係資料は、文書管理に関する法令、郡山市文書等取扱規程（平成18年郡山市訓令第7号）等に基づき、適切な方法で管理するものとする。

(通報への適切な対応の推進に関する事務)

第21条 総括通報等責任者は、本市における通報等への適切な対応を推進するため、通報等への対応に関する規程等を整備するほか、法及びこの要綱の内容等について、通報等責任者、通報等担当者その他の職員に対する研修、説明会の実施その他適切な方法により、周知するよう努めるものとする。

(事業者及び労働者等への周知)

第22条 本市は、市域内の事業者及び労働者等に対する広報の実施等その他適切な方法により、法及び本市における通報・相談窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努めるものとする。

(通報対応の評価及び改善)

第23条 通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、本市は、通報対応の仕組みの運用状況に関する事項を、各年度の終了後、速やかに公表するよう努めるものとする。ただし、当該情報を公表することにより、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じる場合においては、個々の通報事案ごとに、その全部又は一部を非公表とすることができる。

2 本市は、通報対応の仕組みの運用状況について、評価及び点検を行うとともに、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努めるものとする。

(他の法令等との関係)

第24条 この要綱で定める通報等への対応手続については、他の法令及び本市の区域内に適用される条例、規則その他の規程に特別の定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。